

事務連絡
令和4年7月22日

知事公室長
各部局長
教育委員会教育長
企業局長
警察本部長

} 殿

総括情報部長
(保健医療部長)
(公印省略)

イベント開催に係る取り扱い変更について

表記について、令和4年7月22日適用の沖縄県対処方針に基づき、「沖縄県におけるイベントの実施方針について（令和3年11月25日付け保感第1243号）」参考資料の一部内容を修正しましたので、各部局におきましては、イベント実施の際にご留意頂くとともに、実施者からの相談等ご対応お願いします。

あわせて、貴部等関係団体に対して変更内容等を周知頂くようお願いします。

<変更内容>

- ①これまでの感染防止安全計画等作成・提出対象「参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベント」に加え、「参加者1,000人以上のイベント」においても作成・提出対象とし、県の内容確認、助言等により感染リスクの軽減を図る。
- ②アルコール提供を伴うイベントについては、開催時期の延期を検討するよう主催側に慎重な判断を求める。

<変更適用期間>

令和4年7月22日（金）～令和4年8月14日（日）

※感染状況によっては、延長する場合もありますのでご留意ください。

<添付資料>

- ・「イベントの実施や事業者からの相談、感染防止安全計画等の内容 確認について（改訂その1）令和4年7月22日作成」
- ・「イベント開催に係る取り扱い変更（案）について

<問い合わせ先>

新型コロナウイルス感染症等対策本部

総括情報部感染症総務課 総括本部運営グループ

TEL:098-866-2014 FAX:098-861-2888

参考資料

令和4年7月22日作成
総括情報部

イベントの実施や実施者からの相談、感染防止安全計画等の内容確認について (改定その1)

1. 目的

- ・ 催物(イベント等)は、性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性があるため、地域の感染状況等に応じた有効な感染防止策の実施が重要である。
- ・ 国事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」、及び「イベント開催等における感染防止安全計画等について」(令和3年11月19日付け)において、イベント参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを主催する者からの感染防止安全計画、イベント結果報告の提出を受け付け、内容確認及び必要な助言等を行うものとする。
- ・ また、県には、地域の感染状況の段階に応じたイベント開催について適切に判断することと併せ、必要に応じ、特措法第24条第9項に基づき、主催者に参加人数の制限や中止または延期等を要請することが求められる。なお、強制力や罰則等ではなく、あくまで協力要請を行うものである。
- ・ 県とイベント主催者が連携しながら、リスクアセスメントを行い、感染リスクを減少させることを目的に、対応するものとする。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体または個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

2. 感染防止安全計画等の内容確認流れ

- (1) イベント主催者から県の関係課(総括情報部経由含む)に相談(電話、FAX、メール等)
- (2) 県関係課は、参加者が5,000人超のイベントの場合、イベント主催者にHPに掲載されている感染防止安全計画の策定を案内(10,000人超のイベントについては、今後の緊急事態措置等に備え、ワクチン検査パッケージ制度の適用を主催者へ推奨)
- (3) イベント主催者は、感染防止安全計画を策定し、その他資料(開催概要資料等)を含めて、FAXやメール等にて提出
- (4) 県関係課は、感染防止安全計画等の内容を確認
- (5) 県関係課は、感染防止安全計画の各項目の状況により、下記によりイベント主催者に対して回答
 - ① 全ての項目を確認した上で開催可能と判断した場合
 - 感染防止安全計画の内容に問題ありません。業種別ガイドラインや国のイベント開催に関する事務連絡の内容に沿った運営を心がけたうえで、イベントを実施してください。また、開催後1ヶ月以内を目途に結果報告書をご提出ください。
 - ② 一部の項目を是正した上で開催可能と判断した場合(収容率50%対応含む)

- 沖縄県対処方針、国のイベント開催事務連絡、業種別ガイドラインの主旨を踏まえ、開催規模や感染症対策に関して一部見直しを行い、感染リスクを減らした上でイベントを実施してください。また、開催後1ヶ月以内を目途に結果報告書をご提出ください。
 - ③ 事前相談内容では開催が困難な状況と判断した場合
 - 沖縄県対処方針、国のイベント開催事務連絡、業種別ガイドライン等と合致せず、感染拡大のリスクが高いので、特措法第24条第9項に基づき、イベント等の中止または延期等を要請します。ご検討をお願いします。
- (6) 県関係課は、感染防止安全計画等の写しを総括情報部に提供お願いします。(ワクチン検査パッケージ制度を適用するイベントについては、イベント主催者等を県ホームページなどで公表 ※掲載方法等検討中)
- (7) 県関係課は、イベント主催者から結果報告書の提出後内容を確認し、写しを総括情報部に提供お願いします。なお、問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、イベント主催者等に対し、直ちに結果報告書を提出させるとともに、関係府省庁に共有してください。
- (8) 感染状況が悪化している現状(令和4年7月21日時点)を鑑み、7月22日～8月14日までの期間、参加者が1,000人以上のイベントについては、感染防止安全計画の対象とします。また、アルコールの提供を伴うイベントについては、開催時期の延期を検討頂くよう、主催者側に慎重な判断を求めて下さい。なお、感染状況によって、対象期間を延長する場合もありますので、ご了承下さい。

3. 国へ照会して得た内容

- ①都道府県への相談は、イベントに対してお墨付き等を与えるわけではなく、許認可するものでもない。
- ②コロナに関して、100%安全、ということはいえないという認識を共有し、イベント主催者と都道府県が感染リスクを減らすために相談して歩み寄る、ということを想定している。
- ③感染リスクのアセスメントが整わないからといって、県が主催者に開催を禁止することはできず、あくまで特措法 24 条 9 項に基づいて、リスク回避できるよう要請あるいはイベント実施に対して慎重な判断を求めるとしている。
- ④イベントの人数規模の考え方については、全国統一的な基準ではなく、地域や会場の実情を知る県で判断する。
(例:大学等で実施される資格試験。2 日間で 2000 人以上が受検するが、大学の敷地内が広く、また、複数の建物を使用しての試験開催事例を照会した際の回答(1 つの建物に 1000 人が集中しないケース))
- ⑤感染防止安全計画の提出対象となるイベントは、大声なしのイベントのみとなることを想定。また、収容定員がない場合、5,000 人超で人と人がふれあわない間隔のみ空けるイベントが対象となる。
- ⑥参加者数の考え方は、瞬間最大数で考えてよい。1 日来場者が 1 万人でも入れ替わりにより、瞬間最大数が 5,000 人未満となるイベントであれば感染防止安全計画の対象外。

現況

- 参加者5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前を目途に、具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出する必要がある。参加者5,000人以下イベントについては「チェックリスト」を作成し、主催者側ホームページ等で公開する必要がある（県への提出は不要）。
- 過去のイベント（成人式や卒業式等）では、イベント終了後に感染拡大傾向が見られ、特に、今年は過去2年間、コロナ禍で中止したイベントを、3年ぶりに予定しているケースが多く、夏場は数多くのイベントが予定されている。
- 飲食、特にアルコール提供を伴うイベントや三密（密集・密接・密閉）が予想されるイベントも含まれており、さらなる感染拡大の要因となる可能性がある。そのため、当該イベントについては、実施にあたって慎重な判断が求められる。

今後の取り扱い（案）

- ① 感染拡大時においては、参加者1,000人以上のイベントについては、感染防止安全計画の対象とし、原則、イベント開催の2週間前までに県へ提出することを求める。②イベント終了後は結果報告書の提出を求める。
- また、イベント実施にあたっては、③業種別ガイドラインを徹底すること、④参加者及び出演者に対してマスク着用の徹底、⑤屋内開催のイベントでは換気の徹底を求める。
 - 感染状況が悪化している状況にあることから、アルコールの提供を伴うイベントについては、開催時期の延期を検討頂くよう主催者側に慎重な判断を求める。

各部局における対応（案）

- ✓ 感染防止安全計画が県に提出された場合、イベント内容により、各部局に内容の審査をお願いしているところであるが、参加者1,000人以上のイベントを感染防止安全計画の対象とした場合、これまで以上に多くの感染防止安全計画の提出が予想される。
- ✓ そのため、各部局においては、①提出された計画内容を確認し、②感染対策が徹底されているかどうかを確認し、必要に応じてイベント主催者と連絡を取り、内容修正を求める。
- ✓ 感染状況が悪化している状況にあることから、アルコール提供を伴うイベントについては、開催時期の延期を検討頂くよう主催者側に慎重な判断を求める。
- ✓ 各部局では、参加人数1,000人以上予定しているイベントについては、当該計画を原則、開催2週間前までに提出すること等について関係団体へ周知を行う。